教育福祉委員会資料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令 和 5 年 3 月
教 育 委 員 会

教科書発行者からの利益供与等に関する調査結果について

教科書発行者である大日本図書株式会社（以下、「大日本図書」という。）が、教科書採択関係者に飲食等を無償で提供するなどの利益供与を行っていた事案にかかり、同社内に弁護士等による特別調査委員会を設置し、事実関係を調査した報告書（以下、「調査報告書」という。）が、令和５年１月２３日及び同年２月１６日付けで同社ホームページに公表されるとともに、文部科学省へ提出されました。

この調査報告書において、こうした利益供与の対象として、本市教諭等がいたことが判明し、文部科学省から京都府教育庁を通じて提供のあった該当者の名簿等を踏まえ、本市において聞き取り調査を行った結果につきまして、ご報告します。

１　調査の概要

（１）調査対象

ア　調査報告書で指摘された教諭等

イ　教科書発行者と同席した飲食の機会があること等を自ら申し出た教諭等

（２）調査方法

上記ア・イの教諭等に対して、教育委員会事務局の担当課長が対面による聞き取りを実施

２　調査結果

調査報告書で指摘された教諭等９名、教科書発行者と同席した飲食の機会があること等を自ら申し出た教諭１０名について、聞き取り調査を行いました。

聞き取り内容の詳細等は別紙１のとおりです。なお、別紙１に記載の金額は、大日本図書から提供のあった会食ごとの支払金額を参加人数（確定できた人数）で除した金額、又は、該当者本人が支払ったと記憶している金額です。また、金額の記載がない部分は、大日本図書においても支払金額を把握できておらず、該当者本人も記憶していない（或いは記憶が曖昧な）部分です。

（１）調査報告書で指摘された９名

ア　「飲食の提供を受けた」とされる７名

①　７名全員が事実関係を認めている。

②　また、７名のうち６名は、大日本図書の調査報告書で指摘された事案以外にも、大日本図書担当者との会食を行っていたと証言しました。

③　また、７名のうち２名（２名とも上記②に含まれる）は、教科書採択事務に関与する立場にあり、両名とも、当時、教育委員会事務局の指導主事でした。他の５名は、教科書採択事務に関与していません。

④　なお、いずれの場合も、教科書の採択に関する話題はなかったと証言しています。

イ　「見本本の提供を受けた」とされる２名

①　１名は、「大日本図書社員が自宅を訪問し見本本を献本した」とされる事実関係を否認しており、調査報告書でも「かかる事実の存在を認めるに至らなかった」とされていることなどから、事実と認められませんでした。

②　別の１名は、教科書の提供を受けたことは認めていますが、「購入する意図」をもって、大日本図書社員に連絡したところ、教科書が郵送されてきたため、書籍代金の支払を複数回申し出るが拒否されたことから、仕方なく書籍代金相当の返礼品を送付しています。

（２）教科書発行者と同席した飲食の機会があること等を自ら申し出た教諭１０名

①　１０名のうち９名が、大日本図書社員が同席している場で飲食を行ったと申し出ました。

この９名のうち１名は、大日本図書から利益供与と認められる飲食の提供を受けていました。

他の８名は、大日本図書社員が同席している場で飲食を行ったものの、相当額を実費負担したことを記憶しており、利益供与には該当しないと判断できる者３名、他都市の教諭等も参加する研修会等の後の多人数が参加する飲食を伴う交流会等に、同社社員も同席している中、会費を自費負担して参加した記憶がある者５名でした。

②　もう１名は、教科書発行者（大日本図書とは別の発行者）から依頼を受け、許可申請等の正式な手続を経たうえで、当該発行者の教科書の編集著作に協力し謝礼を受領したものです。

③　なお、いずれの場合でも、教科書の採択に関する話題はなかったと証言しています。

３　採択への関与・結果の影響等について

別紙１の１０名のうち２名が、事案当時、指導主事として教科書選定委員となり、採択事務に関与する立場にあったため、採択結果への影響等の有無を慎重に検証しましたが、次の理由により、採択結果への影響があったとはいえないと考えています。

なお、該当する教科書採択は、平成３０年度及び令和元年度の小学校各教科等の教科書採択、令和元年度及び令和２年度の中学校各教科等の教科書採択になります。

【理由】

・　本市の教科書採択は、実施のたびに、現場教諭等を中心に110名程度を選定委員として任命し、各教科別１０名程度の調査研究部会に分かれて、各教科書の客観的な調査研究を行います。調査研究にあたっては、概ね８項目の「選定の観点」を定め、さらに「選定の観点」ごとに３～４項目に分類した「選定の視点」に基づいて調査研究を行い、その結果について、部会員全員で合議し、指導主事が資料にまとめる作業を行います。そのため、調査研究において、指導主事や特定の教諭の発言のみが特別に反映されることはありません。

・　また、各部会での調査結果のまとめを踏まえて、学識者や保護者代表等も参画する合議制の選定委員会において、各教科書の優劣等を判断し、特定の教科書が推挙されることになりますが、最終的には、教育委員会の責任と権限のもと、選定委員会の資料に基づき採択する教科書を決定しています。

・　さらに、教育委員会議で報告された上記の各教科書の優劣等を記した評価資料等をはじめ、すべての資料について外部に公開するなど、「開かれた教科書採択」を実施しています。

・　こうした制度により、本市教科書採択においては、特定の教科書を客観的な理由なく支持・推挙することができない仕組みであり、本事案により教科書採択の公平性・公正性に疑念が生じることになったことは大変遺憾であるものの、教科書採択への影響はなかったと判断できます。

・　なお、複数の弁護士が委員を務めて報告された調査報告書においても、事案のほとんどが「教科書選定期間外であること」「今回の事案の以前から理科のみを採択し変わりがないこと」等を理由として、「採択結果を歪めたことは認められない」と評価されています。

４　今後の対応について

（１）対象者の処分

今後、調査報告書で指摘された９名及び自己申告で利益供与が認められた１名について、事案関係や当時の職位・職責、採択への関与度合い等を踏まえた、厳正な処分を検討してまいります。

（２）再発防止策の徹底

本市では、平成28年４月に、教科書発行者と教諭等の関係について、「教科書の検定申請や検定期間、本市での採択期間においては、金銭等の取得の有無に関わらず、原則、接触しないこと」等、文部科学

省が示す基準よりも厳しい独自基準（参考参照）を定め、教科書採択のたびに、繰り返しその基準を学校へ周知し徹底を図ってきましたが、今回、指導主事や校長等、指導的立場にある者が、利益供与を受けていることが判明したことは、誠に遺憾であり、大変重く受け止めています。

令和５年度には小学校、令和６年度には中学校の教科書採択を控える中、教科書採択事務に関わる教諭はもとより、全ての教諭への徹底を図る取組が必要であると認識しています。

具体的な取組として、「管理職対象の悉皆研修とそれを踏まえた校内研修の実施」、「毎年、年２回実施しているコンプライアンス週間での管理職からの啓発」、「各教科の研究会を通じた教諭への周知等、研究会としての主体的な取組の推進」、「教科書採択の際の選定委員を務める教諭が教科書発行者との接点がないことの確認について、従来の誓約書の提出に加え、直接のヒアリングによる確認の徹底」等に取り組むこととします。

（３）現行の大日本図書教科書の取扱いについて

本市では、昭和40年代以降、小・中学校の理科は、ほぼ大日本図書の教科書を使用しており、現在使用中の教科書は、前回の教科書採択を経て、小学校で３年、中学校で２年使用しています。こうした状況を踏まえ、今後、文部科学省の動向や児童生徒の教育活動への影響等も勘案したうえで、現在使用中の大日本図書の教科書からの変更の必要性について、慎重に検討してまいります。

(参考：本市基準)

※平成28年4月13日付け教育長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」（抜粋）

○　教科書発行者に対して、検定申請本や教科書見本の献本若しくは貸与等を求めないこと。

○　文部科学省の指導や「教科書発行者行動規範」に違反する行為（※）について、教科書発行者に求めないことはもとより、教科書発行者から申出があった場合は、明確に断るとともに、速やかに所属長に報告すること。

（※）時期や名目の如何を問わず、採択関係者に対して金銭や物品、労務の提供、饗応その他の利益を供与し、又は提供若しくは供与することを申し出ることなど。

○　教科書の著作・編集活動等に協力し、適正な労務に対する報酬として金銭等を受け取る場合、すべて「営利企業等従事許可申請書」等を所属長を経由して教育長宛に提出し許可を受けること。また、金銭を受け取らない場合であっても、所属長に報告し許可を受けること。

○　教科書の検定申請、検定及び採択期間においては、原則として教科書発行者と接触することないよう留意すること。業務上で接触する必要がある場合は、自己申告書等を所属長に提出し許可を受けること。